

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成17（2005）年4月より、発達障害者支援法が施行されました。その第2条において、発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されました。第3条では、国及び地方公共団体の責務として、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われること、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこととされました。

平成19（2007）年4月には、学校教育法の一部が改正され、従前より対象となっていた障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病虚弱、言語障害、情緒障害）に加えて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の知的な遅れのない発達障害も対象に含まれることになりました。

発達障害者支援法も、障害者基本法の一部改正や、障害者差別解消法の成立などの法整備が行われる状況の中、平成28（2016）年8月に施行から10年が経過して一部改正が行われました。改正法の制定の経緯及び趣旨には、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援などが求められていることがあげられ、また、発達障害者の定義については「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と改正され、発達障害者の支援の一層の充実を図るものとなりました。

平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行となり、この中で、行政機関や事業者は障害を理由として障害者を不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされました。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をすることが求められるようになりました。

一方、本市では平成30（2018）年4月より、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行され、誰もが地域社会の一員として尊重され、障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指しております。また、東京都では平成30（2018）年10月に、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取り組みを一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行しました。

なお、国は障害児支援の提供体制の整備等を目指して、児童福祉法で規定する「児童発達支援センター」設置を市区町村に求めています。

第2節 本市における発達支援の検討経過

本市の次世代育成支援計画である夢育て・たちかわ子ども21プラン（計画期間-平成17（2005）年度～21（2009）年度）において、「子どもの発達支援センター機能を強化し、すべての子どもに対して、途切れのない発達支援のしくみをつくります」としました。具体的な取り組みとして、子どもの発達

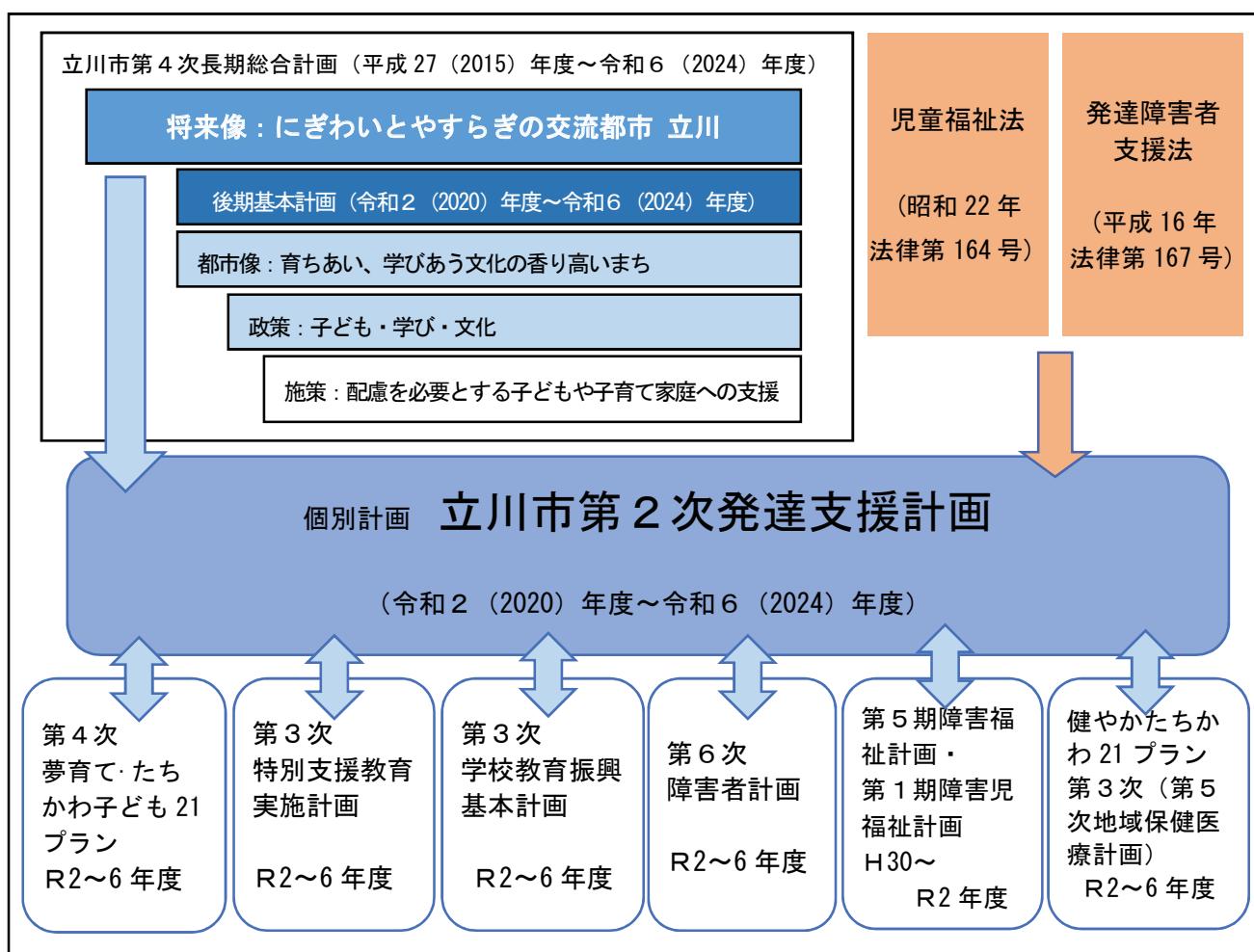
支援センターのあり方の検討や保護者や、保育園・幼稚園への指導体制の構築等、子どもの発達を支援する各種施策の取組がうたわれました。平成 21（2009）年 12 月には、立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループにより「立川市における途切れのない発達支援のあり方報告書」がまとめられ、その中で、旧庁舎を活用した発達支援の拠点づくりの可能性について示されました。

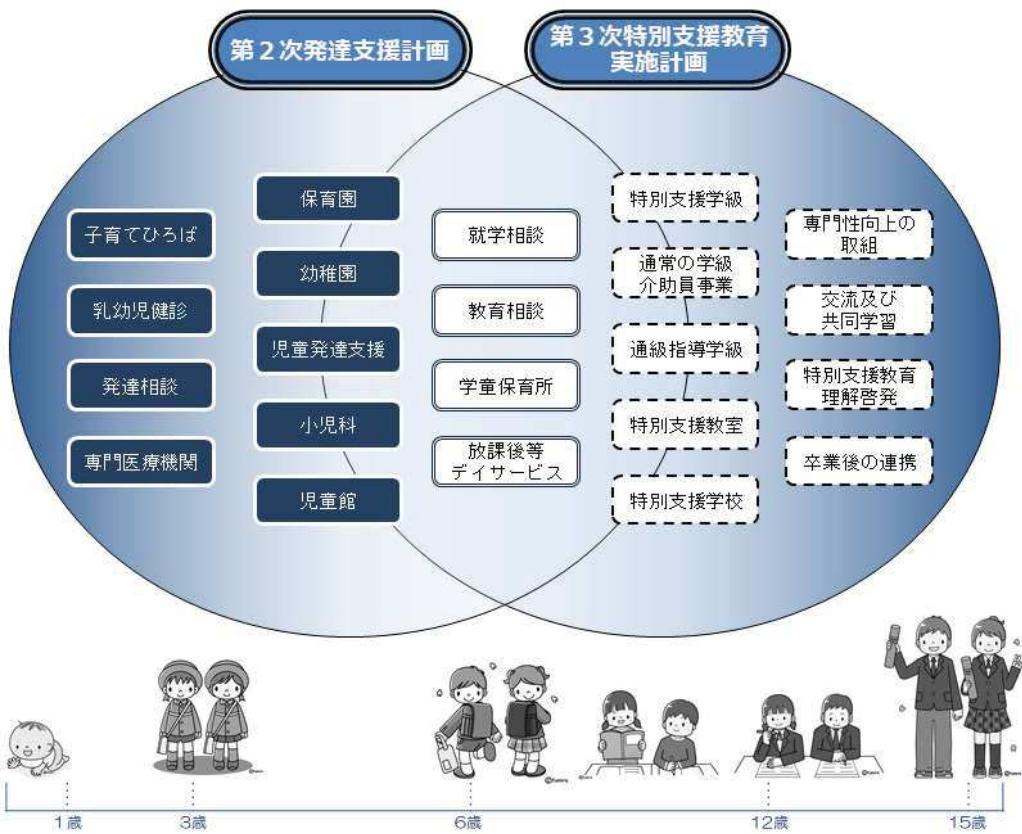
実際、平成 24（2012）年 12 月に、旧庁舎は子ども未来センターとして改修され、この中に行政機能として子ども家庭支援センターと教育支援課（当時は特別支援教育課）の 2 課が設置されました。子ども家庭支援センターには発達相談や発達支援親子グループなど未就学の子どもを対象とした相談やグループ活動機能が置かれ、教育支援課には就学相談や教育相談など小・中学校に就学する際の相談や小・中学校に就学した後の相談機能が置かれました。

第 2 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（計画期間-平成 22（2010）年度～26（2014）年度）を経て、第 3 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（計画期間-平成 27（2015）年度～31（2019）年度）では、発達に課題のある子どもとその家庭に対する一貫性と継続性がある支援の仕組みづくりをめざし、立川市発達支援計画（計画期間-平成 29（2017）年度～31（2019）年度）が策定されました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画」の施策「配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援」を推進する個別計画として位置づけられるもので、子どもに関する総合計画「第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」と「第 3 次特別支援教育実施計画」とは、内容の検討の中で連携して整合を図りながら策定を進めました。また、「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」など関連する個別計画との関係は次の図のとおりです。





第4節 計画の目的

主に0歳児から義務教育就学までの子どものうち、発達に支援や配慮が必要であると考えられる子どもとその保護者を対象に、地域の保育園、幼稚園、子育てひろば、子ども家庭支援センター等の子育て支援機関それぞれにおいて、保護者の理解を得ながら、着実な情報連携のもと早期に適切な支援ができるよう取組内容を示しています。

第5節 計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間とします。

第6節 計画策定の経過

本計画を策定するため、外部組織の「立川市第2次発達支援計画策定検討委員会」を設置しました。この委員会の委員は、子どもの発達に関する知見を有する者、発達支援に関する見識のある者、保育又は幼児教育に関わる者、小児医療に関わる者、義務教育に関わる者、発達支援に関わる者、児童養護に関わる者及び公募市民のあわせて11人です。委員会は、令和元（2019）年7月から令和2（2020）年1月までの間に5回開催し、本市における発達支援の方向性や内容等について検討を行いました。また、府内組織「途切れ・すき間のない子ども子育て支援委員会」でも検討を行いました。市議会へ素案報告後、パブリックコメント（市民意見公募）を経て本計画を策定しました。

第7節 計画の進捗管理

本計画に掲げている取組項目の進捗管理については、子ども家庭支援センターにおいて年度ごとに進捗状況の調査を行い、「途切れ・すき間のない子ども子育て支援委員会」等に報告し、評価・検証を行うとともに立川市ホームページにおいて公開します。